

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

和歌山市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 平野地域

1) 現況

本地域は、北部を流れる紀の川の用水等を活用した稲作中心の地域であり、良質な米を生産するには、適切な農用地の保全に努める必要がある。

2) 目標

1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 中山間地域

1) 現況

本地域は、急傾斜地域での果樹栽培が盛んな地域であり、8法地域に地理的に接する農用地として特認地域に指定されるなど、平野地域と比べて生産条件の格差が大きいため、これを補正する取組を行うことが必要である。

2) 目標

1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	平野地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	中山間地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

県の基本方針において、農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るために、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要であり、このためには、都道府県、市町村、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を整備することが必要であるとしている。以上を踏まえ、本市も推進体制に参画し、農業者団体等への丁寧かつきめ細やかな支援ならびに制度のより効果的かつ円滑な実施に資するものとする。

1. 法第3条第3項第1号に関する事項

本市では、平野地域において白地農地が存在するが、これらは隣接した農振農用地区域内の農用地（青地農地）と一体的に取り組む必要があると認められる場合、白地農地であっても適切な維持管理により多面的機能の保全を図る区域においては、白地農地も対象とすることが出来る。

2. 法第3条第3項第2号に関する事項

1) 法第3条第3項第2号に掲げる対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

8法地域（半島振興法）に地理的に隣接する地域

（特認基準のガイドラインに従い、都道府県知事に認定されている地域）

イ 対象農用地

急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

2) 集落協定の共通事項

特になし

3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、和歌山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想水準到達者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

4) その他

特になし